



環廃産発第 100331001 号

平成 23 年 3 月 31 日

社団法人 全国産業廃棄物連合会
会 長 石井 邦夫 殿

環境省廃棄物・リサイクル対策部

適正処理・不法投棄対策室長



「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」の改訂について

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、PFOS含有廃棄物の処理につきましては、平成 22 年 9 月 30 日付け環廃産発第 100930001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項について」の別添「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項（以下「技術的留意事項」という）に基づき行うようご指導いただいていたところですが、その後分解処理に関する新たな知見の蓄積、実際の運用に際しての課題等に対応するため、今般、別添のとおり技術的留意事項の改訂を行いました。

貴連合会におかれましては、本技術的留意事項を関係者にご周知いただくとともに、その内容を踏まえ、PFOS含有廃棄物の適正処理の確保に努めていただきますようお願いいたします。また、本マニュアルは環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp/recycle/misc/guideline.html>) に掲載していますので御活用下さい。

PFOS含有廃棄物の環境上適正な処理に向け、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。